

## 財務諸表に対する注記

### 1. 継続事業の前提に関する注記

特になし

### 2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債権等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価あるもの一期末日の市場価格等に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する原価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、福島県社会福祉協議会退職共済制度及び会津若松市社会福祉協議会退職共済制度の掛金相当額を計上している。

- ・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

- ・福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。
- ・会津若松市社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

### 5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

(2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点（社会福祉事業）

イ 特別養護老人ホーム会津みどりホーム拠点（社会福祉事業）

「特別養護老人ホーム会津みどりホーム」（併設空床型短期入所含む）

「通所介護事業所会津みどりホームデイサービスセンター」

「介護予防支援事業所会津若松市若松第四地域包括支援センター」

ウ 短期入所生活介護事業所会津みどりホーム拠点（社会福祉事業）

「短期入所生活介護事業所会津みどりホーム」

「居宅介護支援事業所会津みどりホーム」

エ 会津若松市片柳デイサービスセンター拠点（社会福祉事業）